資料１

気仙沼市子ども・子育て支援事業計画

（案）

平成27年1月

気　仙　沼　市

目　　次

第１章　計画の概要 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　本計画の法的根拠，位置づけ 2
第３節　計画の期間 3
第４節　計画の対象 3
第２章　気仙沼市の現状 4
第１節　気仙沼市の動向 4
第２節　気仙沼市の子ども・子育て環境の状況 7
第３節　ニーズ調査結果の概要 9
第３章　子ども・子育て支援事業計画 19
第１節　子どもの将来推計 19
第２節　教育・保育提供区域の考え方 21
第３節　教育・保育施設の充実 22
第４節　地域子ども・子育て支援事業の充実 27
第４章　子ども・子育て支援関連事業 37
第１節　地域における子育ての支援 37
第２節　母性並びに子どもの健康増進 40
第３節　子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備 42
第４節　子育てをサポートする生活環境の整備（道路・公営住宅） 44
第５節　仕事と家庭生活の両立支援 44
第６節　子どもの安全対策 45
第７節　要保護児童等への対応 45
第５章　計画の推進 47
第１節　点検・評価 47
第２節　情報の提供 47
第３節　協働の推進 47

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は，全国的に少子高齢化が進む中で，核家族化の進展，地域のつながりの希薄化，共働き家庭の増加など，大きく変化してきており，就労の有無や状況にかかわらず，子育てに対する負担や不安，孤立感が高まっているとともに，児童虐待の深刻化など，様々な課題が顕在化してきています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境の変化に鑑み，全ての子どもや子育て家庭に必要な支援を行い，もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため，平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が成立しました。このことにより，幼児期の学校教育・保育，地域における多様な子ども・子育て支援を，市町村が実施主体となって総合的・計画的に推進することを目的とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市では，東日本大震災の影響もあり，人口減少・少子化や地域コミュニティの崩壊が深刻な課題となっています。また，子どもや子育て家庭においても，核家族化の進行・就労環境の変化などにより，様々な不安やストレスが生じていることから，これらの課題を克服し，安心して子どもを産み育てることができる環境を形成していくことが求められています。

これまで，本市では「気仙沼市次世代育成支援行動計画」（平成 17 年度～26 年度）に基づき，地域社会全体による子ども・子育て支援に取り組んできましたが，引き続きこれらの取り組みを継承するとともに，本市の子どもや子育て家庭の置かれた現況と地域の実情を踏まえ，本市のこれからの子ども・子育て支援施策の方向性を明確にして，安心して子どもを産み育てることができ，全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため，「気仙沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第２節　本計画の法的根拠，位置づけ

１　本計画の法的根拠

○　本計画は，子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

２　本計画の位置づけ

○　本計画は，平成 26 年度を最終年度とする「気仙沼市次世代育成支援行動計画」を継承し，気仙沼市総合計画に位置づけられた子育て支援施策を推進するための個別計画であると同時に，各関連計画における施策との整合性を図ります。

○　本計画は，子ども・子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり，住民をはじめ，保育所，学校，事業者，関係団体，行政がそれぞれの立場において，子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

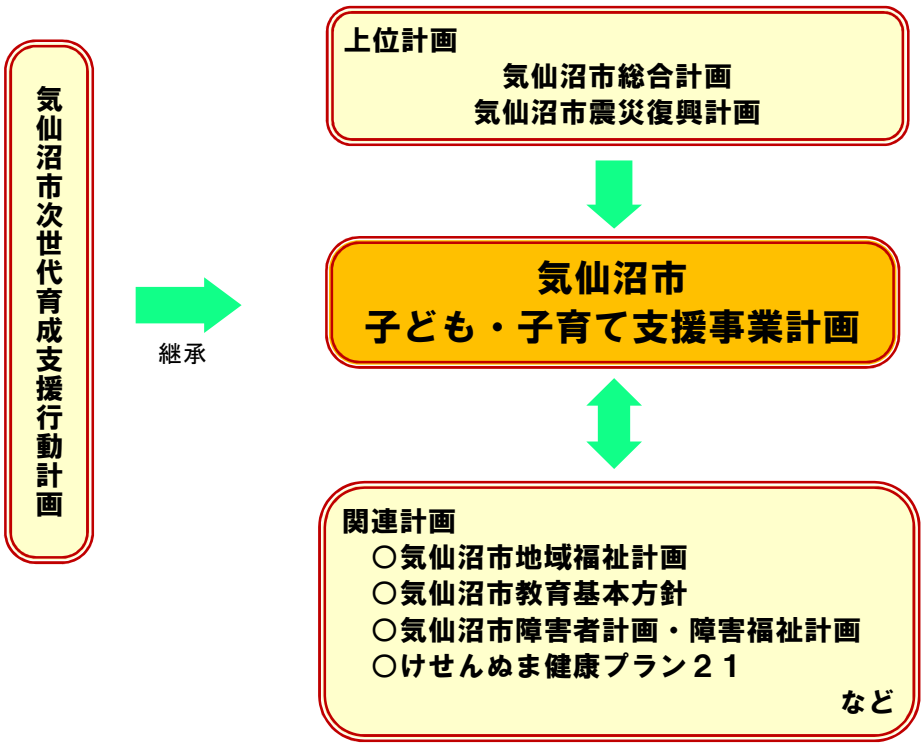

第３節　計画の期間

本計画は，平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間を計画期間とします。

第４節　計画の対象

本計画は，全ての子どもとその家族，妊婦及び妊娠を希望する人，それらを支援する個人，団体，事業主及び行政などを対象とします。

また，本計画において，「子ども」とは特別な説明がない限り，０歳児から小学６年生までを指すものとします。

第２章　気仙沼市の現状

第１節　気仙沼市の動向

１　人口の推移

平成 21 年に成立した現在の気仙沼市の市域における人口の推移は以下のとおりです。

国勢調査人口（各年 10 月 1 日）の総人口の推移をみると，平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で 14,663 人（16.6%）減少しています。

このうち，年少人口（15 歳未満）の減少傾向はさらに大きいものであり，平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で 7,675 人（46.7%）と半数近くに減少しています。

＜人口の推移（国勢調査：各年 10 月 1 日）＞

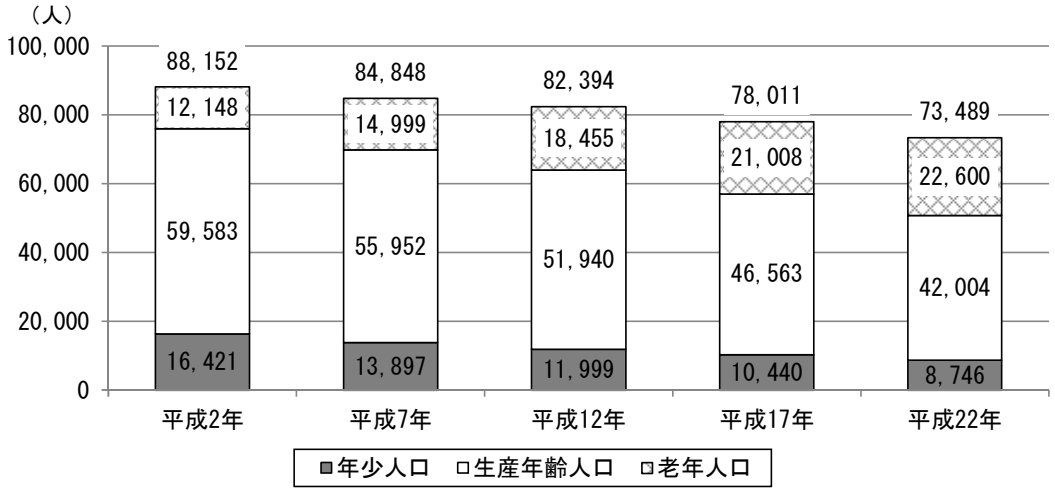

また，住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日）の総人口の推移をみると，平成 21 年から平成 25 年までの 5 か年で 6,973 人（9.2%），年少人口は 1,833 人（19.8%）減少しています。

＜人口の推移（住民基本台帳：各年 3 月 31 日）＞

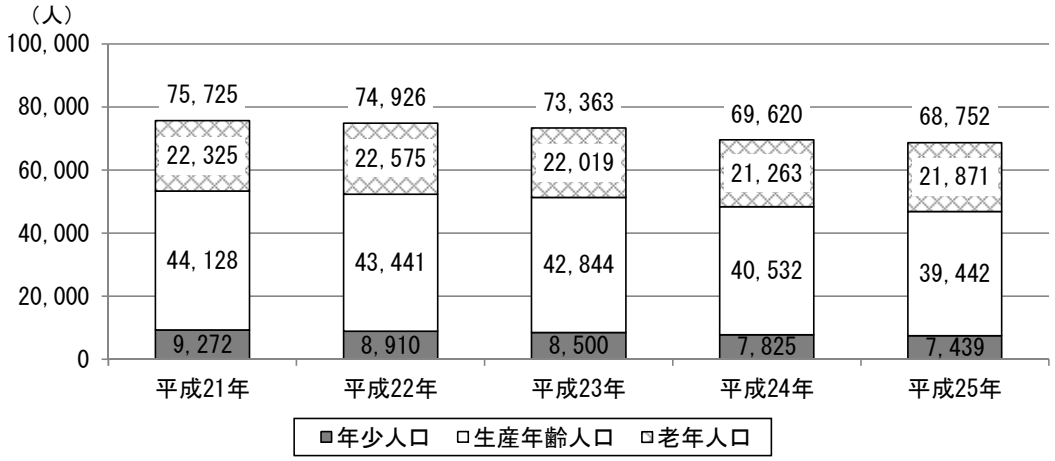

２　年齢階層別人口比率

国勢調査における年齢階層別人口比率の推移をみると，平成２年には年少人口の比率は 18.6%でしたが，平成 22 年には 11.9%と 2/3 程度に低下しています。

＜年齢階層別人口比率の推移（国勢調査：各年 10 月 1 日）＞

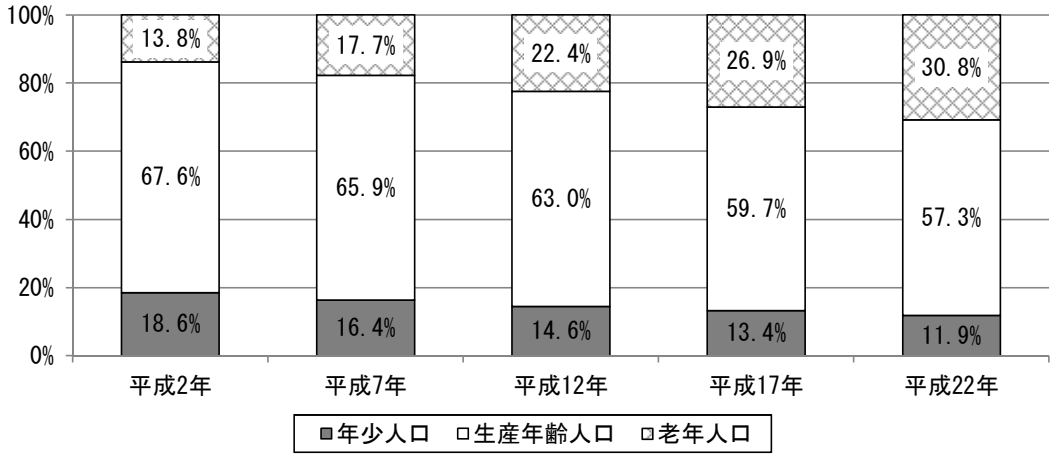

住民基本台帳における，直近の年齢階層別人口比率の推移をみると，年少人口の比率について，平成 21 年の 12.2%から平成 25 年には 10.8%に低下し，市の人口の１割程度となっています。

＜年齢階層別人口比率の推移（住民基本台帳：各年 3 月 31 日）＞

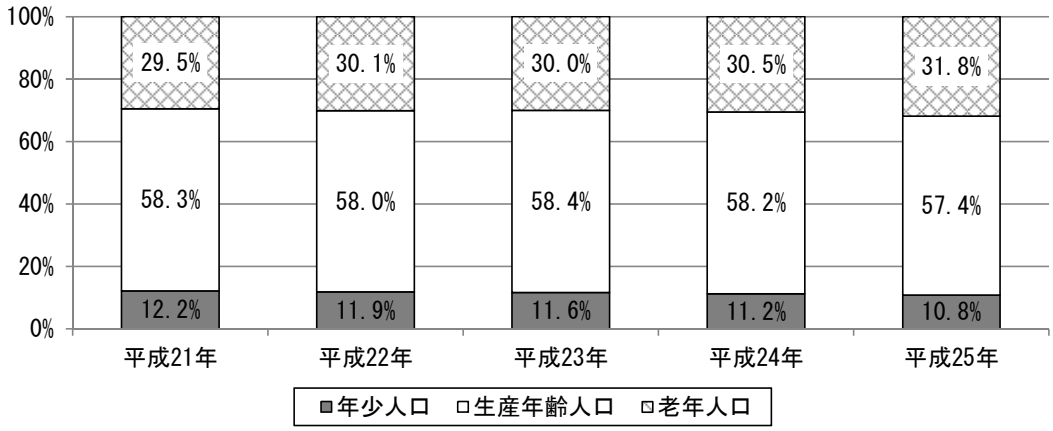

３　出生数・合計特殊出生率の推移

過去５か年の出生数は，平成 21 年には 407 人でしたが平成 25 年には 376 人となっています。この間，平成 23 年までは 400 人以上で推移してきましたが，東日本大震災の翌年である平成 24 年には前年から 51 人と大幅な減少となっています。

また，出生数，15～49 歳女性人口を基に算出した合計特殊出生率の推移をみると，平成 22 年，23 年の 1.4 超から，平成 24 年には 1.30 まで低下しましたが，平成 25 年には 1.41 となっています。

＜出生数，15～49 歳女性人口，合計特殊出生率の推移＞

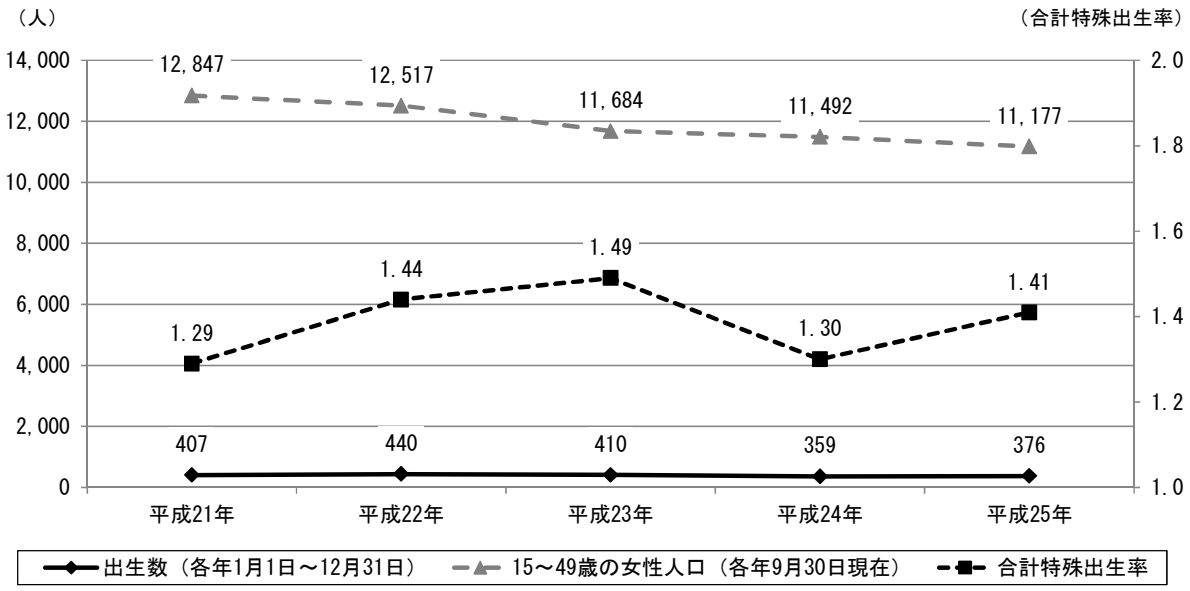

第２節　気仙沼市の子ども・子育て環境の状況

１　未就学児の教育・保育施設利用状況

市内には，認可保育所が 11 施設（公立：９施設，私立：２施設），小規模保育所が 10 施設（全て公立），認可外保育所６施設（全て私立），幼稚園が 11 施設（公立：６施設，私立：５施設）設置されています。

これらの施設の平成 26 年４月時点の充足率をみると，私立認可保育所で 91.4%，私立幼稚園で 75.9%，認可外保育施設で 67.7%，公立認可保育所で 66.9%となっており，また小規模保育所及び公立幼稚園では約 30%となっています。

なお，平成 26 年度に策定した「気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画」において，公立認可保育所の認定こども園への移行，小規模保育所の統廃合等を位置づけています。

＜保育所・幼稚園の利用状況（平成 26 年 4 月）＞

種　別		定員	入所児童数	充足率	備　考
認可保育所	公　立 （内の脇，かやの実，松岩 牧沢きぼう，崎浜，鹿折 階上，新月，津谷）	610	408	66.9%	
	私　立 （気仙沼第二，新生）	70	64	91.4%	
	小　計	680	472	69.4%	
小規模保育所	公　立 （中才，前沢，水梨，石甲 落合，月立，岩月，波路上 くぐなり，小原木）	415	122	29.4%	落合保育所は休所中
認可外保育施設	私　立 （双葉，若草，ばんびぃ おひさま，虹色，どんぐり）	235	159	67.7%	
幼稚園	公　立 （唐桑，松圃，津谷 馬籠，小泉，大谷）	675	201	29.8%	
	私　立 （愛耕，カトリック，九条 葦の芽，葦の芽星谷）	630	478	75.9%	
	小　計	1,305	679	52.0%	
合　計		2,635	1,432	54.3%	

2　学童保育施設の状況

本市では，19 小学校区のうち，11 小学校区に学童保育施設が設置されています。

施設の老朽化や，希望者の増加で狭隘化が進んでいる施設があるため，改修や拡充が必要な状況となっています。

＜学童保育施設の運営状況（平成 26 年４月）＞

小学校区	施設名	登録児童数			個別状況・課題
		１～３年	４～６年	計	
気仙沼	気仙沼小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	30	8	38	・平成 24 年５月新施設開所
九条	九条小学校区留守家庭児童センター（学校教室）	36	10	46	・平成 23 年８月新施設開所
鹿折	鹿折小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	26	4	30	・平成 22 年 12 月新施設開所
松岩	松岩小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	26	0	26	・平成 24 年 11 月新施設開所
新城	新城小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	21	2	23	・平成 27 年１月新施設開所
階上	階上小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	20	10	30	・施設狭隘，老朽化
面瀬	面瀬小学校区留守家庭児童センター（専用施設）	40	0	40	・施設狭隘，老朽化
津谷	津谷小学校区留守家庭児童センター（本吉子育て支援センター）	30	0	30	・施設狭隘 ・放課後，小学校から移動の必要あり
馬籠	馬籠小学校区留守家庭児童センター（学校教室）	3	0	3	・平成 25 年７月移転
小泉	小泉小学校区留守家庭児童センター（学校教室）	14	0	14	・平成 25 年７月移転
大谷	大谷小学校区留守家庭児童センター（専用教室）	21	0	21	・平成 26 年４月新施設開所
合　計		267	34	301	

第３節　ニーズ調査結果の概要

１　実施概要

（１）調査目的

本調査は，「気仙沼市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり，子ども・子育て支援に係る量の見込みやサービス提供体制の確保方策を設定するための基礎となるニーズ調査を実施したものです。

（２）調査地域

気仙沼市全域

（３）調査対象

平成 25 年 10 月１日時点で住民基本台帳に登録されている就学前児童が属する世帯及び小学生が属する世帯

（４）標本数

就学前児童が属する世帯：1,979 人
小学生児童が属する世帯：1,665 人

（５）標本抽出

住民基本台帳から抽出

（６）調査方法

就学前児童が属する世帯　郵送による配布・回収
小学生児童が属する世帯　小学校を通じて配布・回収

（７）調査期間

平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年１月８日

（８）回収結果

	標本数	有効回収数	無効数	回収率
就学前児童が属する世帯	1,979	835	0	42.2%
小学生児童が属する世帯	1,665	1,288	0	77.4%

２　調査結果の概要

（１）保護者の就労状況ー家庭類型（就学前児童・小学生共通）

○　「ひとり親家庭」（配偶者なし）は，就学前児童で 9.2%，小学生で 13.6%となっています。

○　「無業×無業」（夫婦ともに無職）は，就学前児童で 0.5%，小学生で 0.4%となっています。

○　「ひとり親家庭」，「フルタイム×パート」では，小学生の割合が高くなっていますが，「フルタイム×家事専業」は就学前児童の割合が高くなっています。なお，「フルタイム×フルタイム」はほぼ同じ割合となっています。

　これは，子どもの就学前は家事専業となり，就学後に就労する保護者が多いものと考えられます。

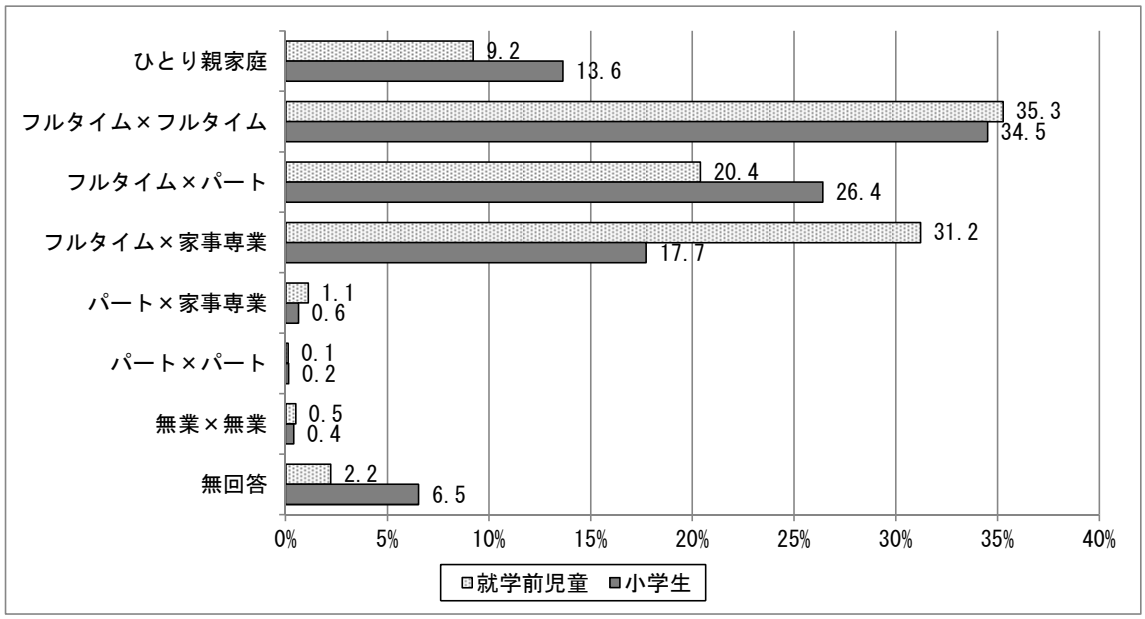

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望（就学前児童のみ）

○　定期的な教育・保育事業の利用状況について，「幼稚園」が 26.8%と最も割合が高く，次いで「認可保育所」が 13.2%，「その他の認可外の保育施設」が 6.2%となっています。

項　　目	回答数	%
幼稚園	224	26.8
幼稚園の預かり保育	49	5.9
認可保育所	110	13.2
小規模保育所	44	5.3
家庭的保育（保育ママなど）	1	0.1
事業所内保育施設	4	0.5
その他の認可外の保育施設	52	6.2
ファミリー・サポート・センター	4	0.5
その他	15	1.8
いずれも利用していない	269	32.2
無回答	121	14.5
全体	835	100.0

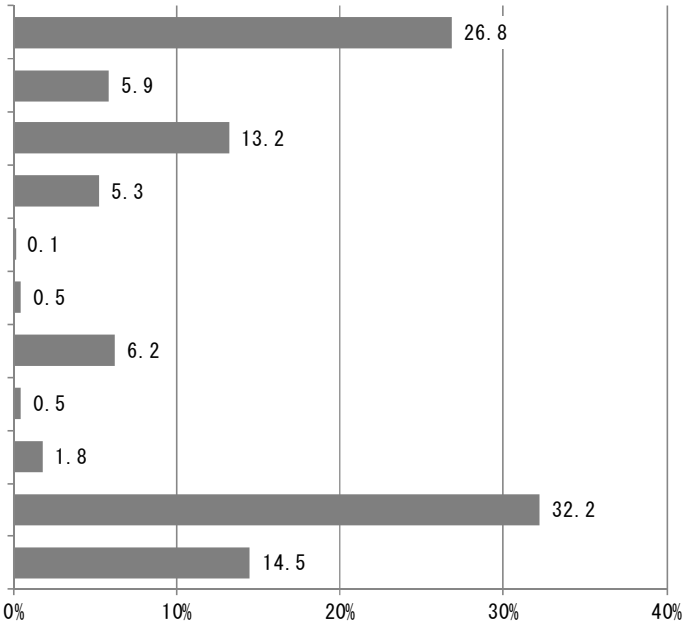

○　今後利用したい教育・保育事業は，「幼稚園」が 60.0%と最も割合が高く，次いで「幼稚園の預かり保育」が 34.0%，「認可保育所」が 30.4%となっています。

項　　目	回答数	%
幼稚園	501	60.0
幼稚園の預かり保育	284	34.0
認可保育所	254	30.4
小規模保育所	81	9.7
認定こども園	152	18.2
小規模な保育施設	56	6.7
家庭的保育（保育ママなど）	21	2.5
事業所内保育施設	76	9.1
自治体の認証・認定保育施設	32	3.8
その他の認可外の保育施設	44	5.3
居宅訪問型保育	26	3.1
ファミリー・サポート・センター	66	7.9
その他	10	1.2
無回答	27	3.2
全体	835	100.0

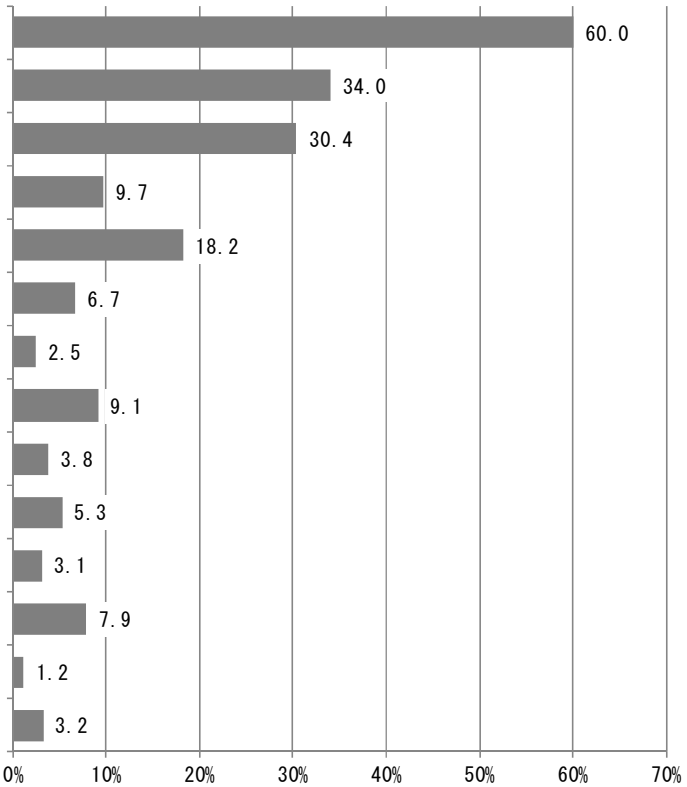

（３）地域の子育て支援事業の利用状況（就学前児童のみ）

○　地域子育て支援事業の利用状況は，「子育て支援センター」が 7.1%，「児童館での親子クラブ，子育て相談など，その他気仙沼市で実施している類似の事業」が 12.5%となっています。その一方で，「利用していない」は 81.0%となっています。

項　　目	回答数	%
子育て支援センター	59	7.1
児童館での親子クラブ、子育て相談など、その他気仙沼市で実施している類似の事業	104	12.5
利用していない	676	81.0
無回答	17	2.0
全体	835	100.0

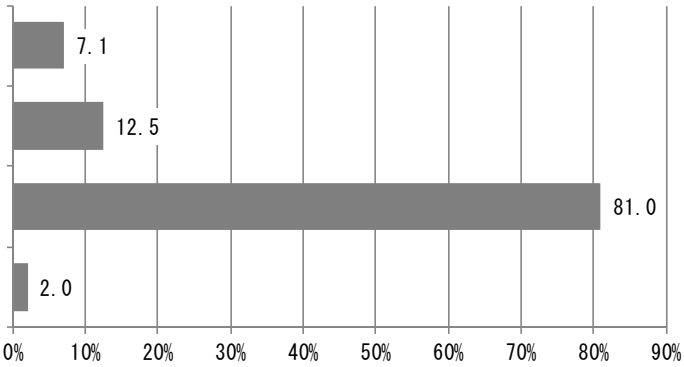

○　地域子育て支援事業の今後の利用意向は，「利用していないが，今後利用したい」が 29.1%，「すでに利用しているが，今後利用日数を増やしたい」が 9.9%となっています。

項　　目	回答数	%
利用していないが、今後利用したい	243	29.1
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	83	9.9
新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない	463	55.4
無回答	46	5.5
全体	835	100.0

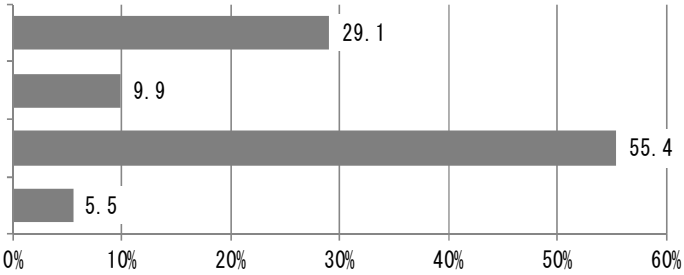

（４）土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童のみ）

○　土曜日の教育・保育事業の利用意向は，「ほぼ毎週利用したい」が 17.0%，「月に１～2 回は利用したい」が 22.4%となっており，合わせて 39.4%（329 人／835 人）が一定の利用を希望しています。

項　　目	回答数	%
利用する必要はない	480	57.5
ほぼ毎週利用したい	142	17.0
月に1～2回は利用したい	187	22.4
無回答	26	3.1
全体	835	100.0

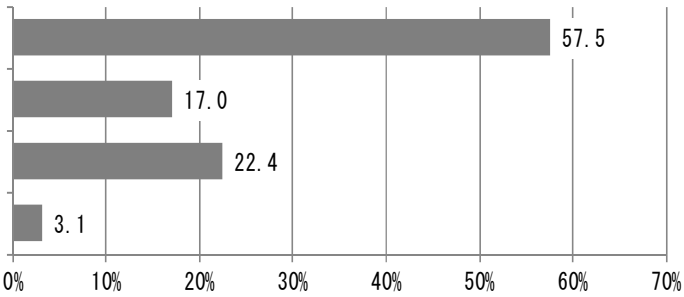

○　日曜日の教育・保育事業の利用意向は，「ほぼ毎週利用したい」が 2.6%，「月に１～2 回は利用したい」が 15.9%となっており，合わせて 18.6%（155 人／835 人）が一定の利用を希望しています。

項　　目	回答数	%
利用する必要はない	652	78.1
ほぼ毎週利用したい	22	2.6
月に1～2回は利用したい	133	15.9
無回答	28	3.4
全体	835	100.0

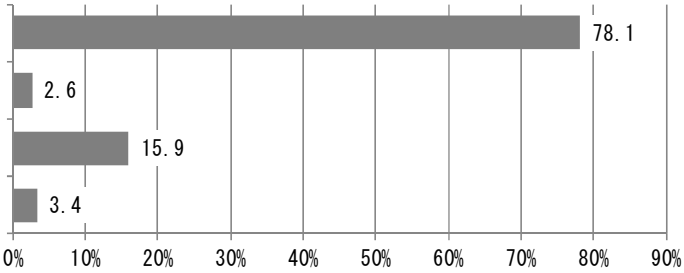

○　幼稚園利用者（224 人）における長期休業（夏休み・冬休みなど）期間中の教育・保育事業の利用意向は，「休みの期間中，ほぼ毎日利用したい」が 23.7%，「休みの期間中，週に数日利用したい」が 25.4%となっており，合わせて 49.1%（110 人／224 人）が一定の利用を希望しています。

項　　目	回答数	%
利用する必要はない	111	49.6
休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	53	23.7
休みの期間中、週に数日利用したい	57	25.4
無回答	3	1.3
非該当	611	
全体	224	100.0

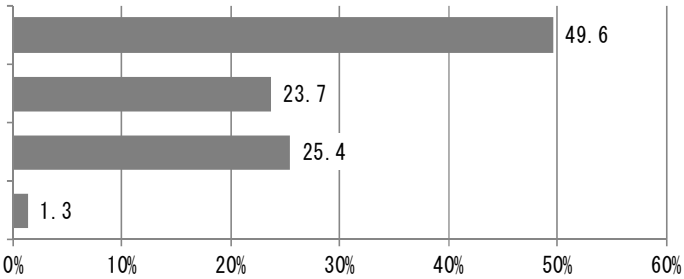

（5）病気時の対応（就学前児童のみ）

○　病気やケガで保育所・幼稚園を休んだことがある児童は 59.1%となっています。

項　　目	回答数	%
あった	264	59.1
なかった	157	35.1
無回答	26	5.8
非該当	388	
全体	447	100.0

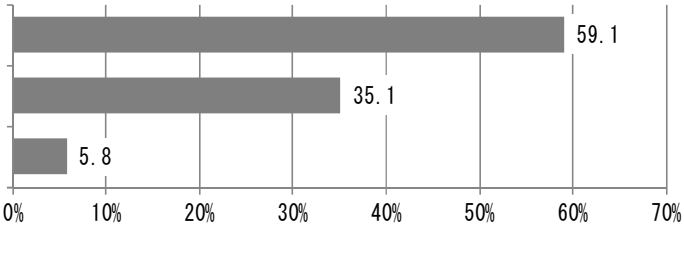

○　児童の病気時の対処方法は，「母親が休んだ」が 56.8%と最も割合が高く，次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が 45.1%，「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 26.9%となっています。

項　　目	回答数	%
父親が休んだ	39	14.8
母親が休んだ	150	56.8
（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	119	45.1
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	71	26.9
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	2	0.8
その他	5	1.9
無回答	4	1.5
非該当	571	
全体	264	100.0

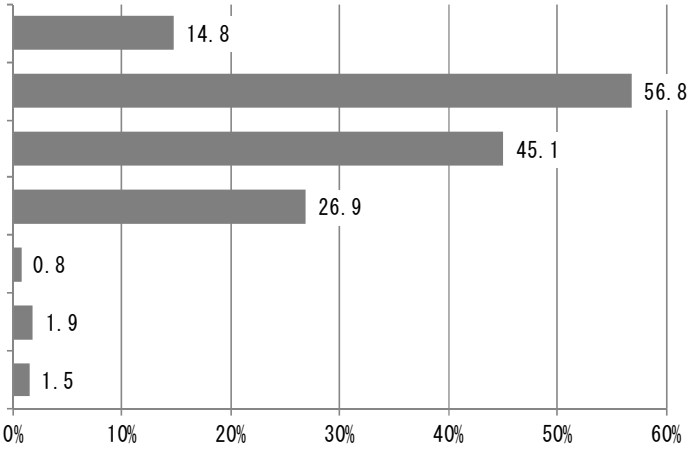

○　児童が保育・教育事業，学校を休んだ際に親が休んだ家庭における，病児・病後児保育の利用意向は，「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は 38.2%となっています。

項　　目	回答数	%
できれば病児・病後児保育施設などを利用したい	60	38.2
利用したいとは思わない	95	60.5
無回答	2	1.3
非該当	678	
全体	157	100.0

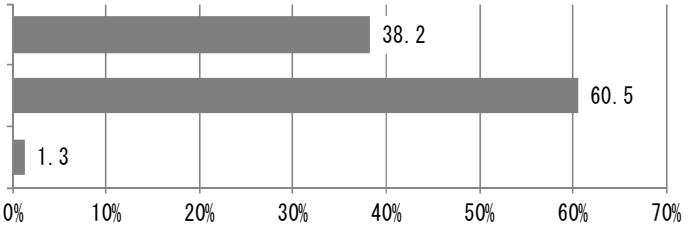

（６）子どもの放課後の過ごし方の希望（就学前児童・小学生）

○　今後の平日の放課後児童クラブの利用希望は「利用希望あり」が低学年で 21.5%，高学年で 18.6%となっています。

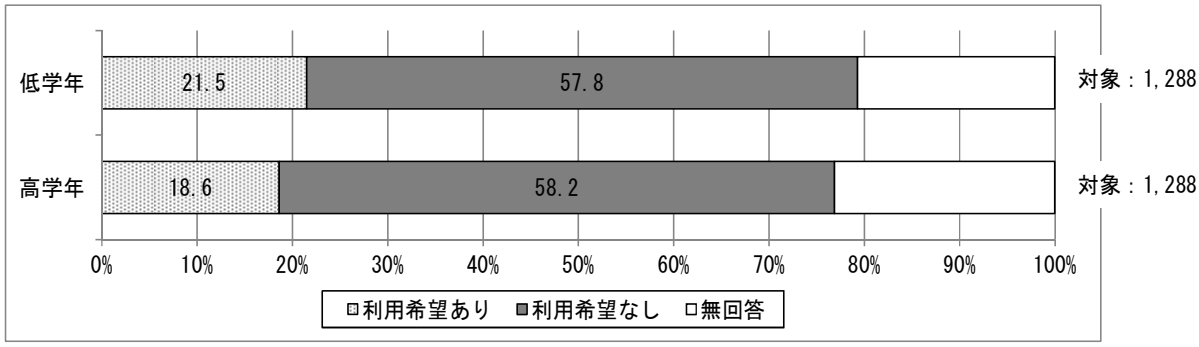

○　土曜日の利用意向は，低学年では「ほぼ毎週利用したい」が 7.5%，「月１～2 日利用したい」が 7.1%，高学年では「ほぼ毎週利用したい」が 7.4%，「月１～2 日利用したい」が 6.2%となっています。

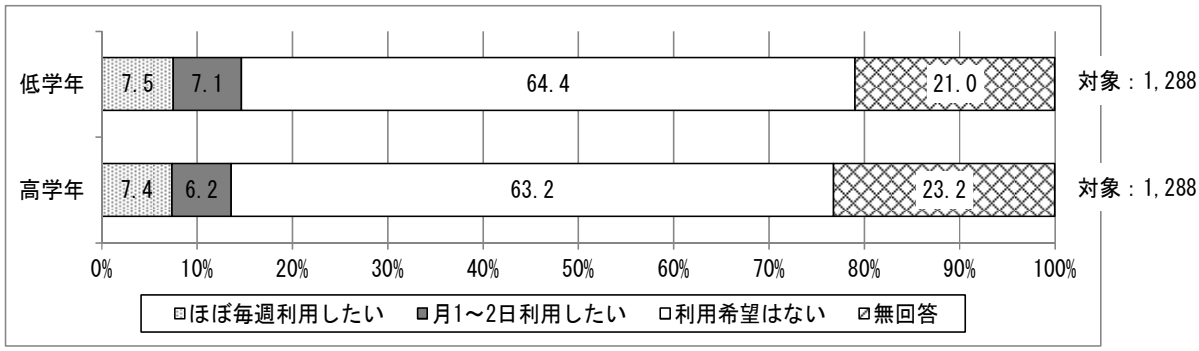

○　日曜・祝日の利用意向は，低学年では「ほぼ毎週利用したい」が 1.6%，「月１～２日利用したい」が 6.1%，高学年では「ほぼ毎週利用したい」が 2.1%，「月１～２日利用したい」が 5.7%となっています。

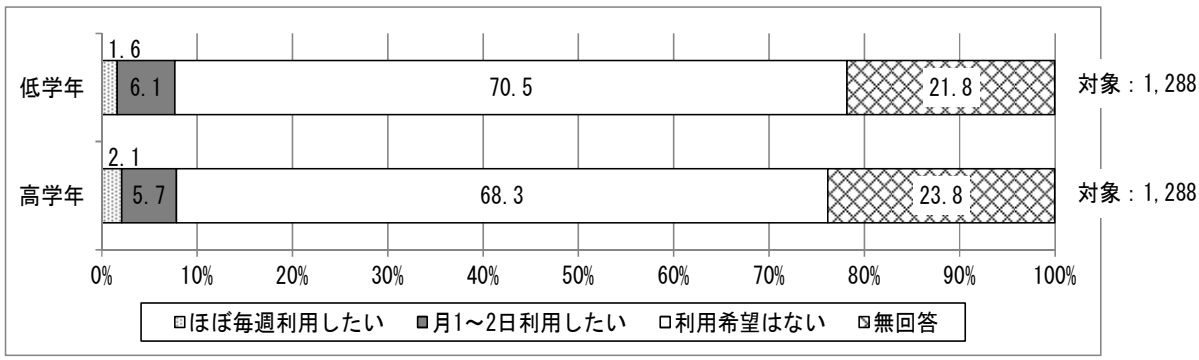

○　長期休業期間の利用意向は,「利用希望あり」が低学年で 22.7%, 高学年で 22.5%となっています。

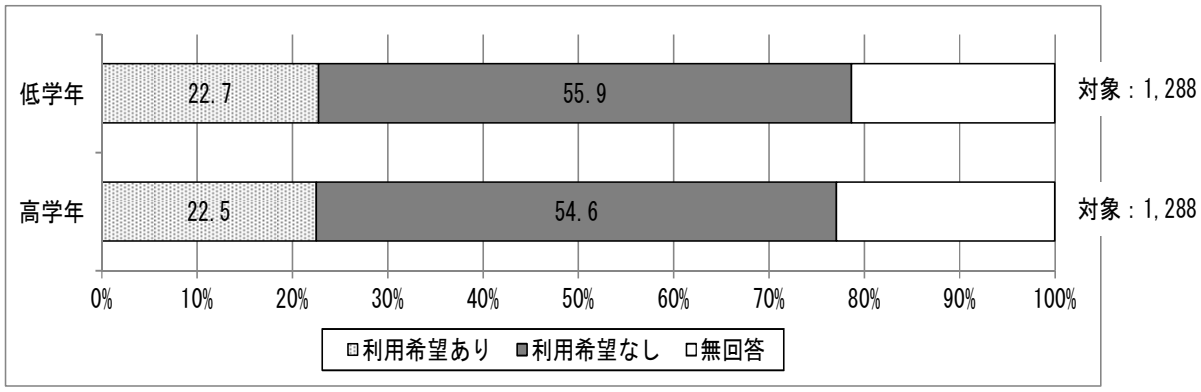

○　５歳児の小学校入学後の放課後の居場所の希望は，低学年，高学年ともに「自宅」の割合がそれぞれ 66.9%，64.6%と最も高く，次いで低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」，高学年では「習い事」の割合が高くなっています。

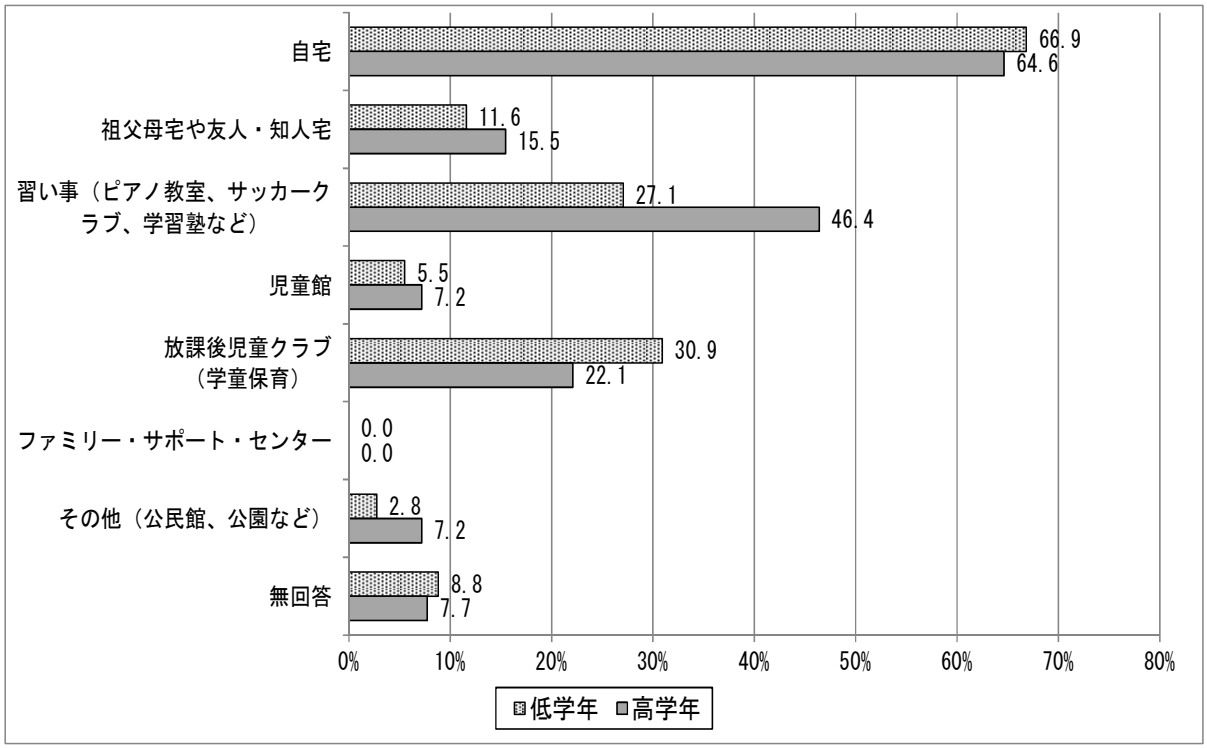

（７）市の子育て支援に対する評価

○　市の子育て支援に対しての現在の評価について，「満足」と「ほぼ満足」の合計が「やや不満」と「不満」の合計を上回っている項目は，就学前児童では「①保育所のサービス」，「②幼稚園のサービス」，「③子育て家庭に対する相談窓口・支援の充実」，「④母子の健康づくりに向けた支援の充実」，「⑩東日本大震災後の心のケアの充実」の５項目，小学生では前述の５項目に「⑥防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の強化」，「⑧障害がある子どもの支援の充実」，「⑨子育てに関する情報提供の充実」を加えた８項目です。

○　その他では「やや不満」と「不満」の合計が高く，特に「⑤児童館，公園など子どもの遊び場の充実」では 70%以上となっています。

	就学前				小学生			
	満足 ほぼ満足	やや不満 不満	わからない・利用しない	無回答	満足 ほぼ満足	やや不満 不満	わからない・利用しない	無回答
①保育所のサービス	270 32.3	173 20.7	340 40.7	52 6.2	492 38.2	219 17.0	497 38.6	80 6.2
②幼稚園のサービス	365 43.7	104 12.5	311 37.2	55 6.6	693 53.8	132 10.2	376 29.2	87 6.8
③子育て家庭に対する相談窓口・支援の充実	257 30.8	200 24.0	323 38.7	55 6.6	384 29.8	270 21.0	550 42.7	84 6.5
④母子の健康づくりに向けた支援の充実	255 30.5	160 19.2	360 43.1	60 7.2	393 30.5	237 18.4	566 43.9	92 7.1
⑤児童館，公園など子どもの遊び場の充実	127 15.2	591 70.8	77 9.2	40 4.8	197 15.3	905 70.3	120 9.3	66 5.1
⑥防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の強化	242 29.0	243 29.1	305 36.5	45 5.4	450 34.9	436 33.9	321 24.9	81 6.3
⑦ひとり親家庭への支援の充実	112 13.4	137 16.4	535 64.1	51 6.1	228 17.7	257 20.0	723 56.1	80 6.2
⑧障害がある子どもの支援の充実	114 13.7	115 13.8	552 66.1	54 6.5	248 19.3	199 15.5	759 58.9	82 6.4
⑨子育てに関する情報提供の充実	234 28.0	292 35.0	259 31.0	50 6.0	361 28.0	393 30.5	448 34.8	86 6.7
⑩東日本大震災後の心のケアの充実	213 25.5	168 20.1	407 48.7	47 5.6	455 35.3	287 22.3	465 36.1	81 6.3
⑪放射性物質・放射線対策の充実	187 22.4	273 32.7	332 39.8	43 5.1	344 26.7	454 35.2	412 32.0	78 6.1

（８）市の子育て支援に対する今後の重要度

○　市の子育て支援に対しての今後の重要度では，「重要」と「やや重要」の合計が，11 項目全てにおいて，就学前児童，小学生ともに 70%以上となっています。

○　これらの中で，就学前児童，小学生ともに「⑤児童館，公園など子どもの遊び場の充実」の割合がそれぞれ 89.7%，89.4%と最も高い割合となっています。

	就学前			小学生		
	重要 やや重要	あまり重要ではない 重要ではない	無回答	重要 やや重要	あまり重要ではない 重要ではない	無回答
①保育所のサービス	711 85.1	29 3.5	95 11.4	1072 83.2	55 4.3	161 12.5
②幼稚園のサービス	709 84.9	27 3.2	99 11.9	1069 83.0	53 4.1	166 12.9
③子育て家庭に対する相談窓口・支援の充実	700 83.8	35 4.2	100 12.0	1062 82.5	65 5.0	161 12.5
④母子の健康づくりに向けた支援の充実	665 79.6	63 7.5	107 12.8	1014 78.7	107 8.3	167 13.0
⑤児童館，公園など子どもの遊び場の充実	749 89.7	11 1.3	75 9.0	1152 89.4	17 1.3	119 9.2
⑥防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の強化	739 88.5	19 2.3	77 9.2	1137 88.3	17 1.3	134 10.4
⑦ひとり親家庭への支援の充実	689 82.5	51 6.1	95 11.4	1053 81.8	77 6.0	158 12.3
⑧障害がある子どもの支援の充実	716 85.7	23 2.8	96 11.5	1099 85.3	32 2.5	157 12.2
⑨子育てに関する情報提供の充実	712 85.3	39 4.7	84 10.1	1060 82.3	76 5.9	152 11.8
⑩東日本大震災後の心のケアの充実	723 86.6	29 3.5	83 9.9	1109 86.1	36 2.8	143 11.1
⑪放射性物質・放射線対策の充実	729 87.3	29 3.5	77 9.2	1110 86.2	42 3.3	136 10.6

第３章　子ども・子育て支援事業計画

第１節　子どもの将来推計

平成 21 年度から平成 25 年度の住民基本台帳人口を基に，コーホート変化率法により，計画期間内（平成 27 年度～31 年度）の１歳階級別人口の推計を行いました。

１　就学前児童（0～5 歳）の人口

平成 26 年度の就学前児童の人口は 2,３３０人となっていますが，計画最終年度の平成 31 年度には 2,152 人になると想定されます。

今後も，これまでと同様減少傾向が続きますが，平成 21 年度～２６年度までの平均の減少率が 4.３％であったのに対し，平成２６年度～31 年度では 1.５％と減少傾向が緩和されると想定されます。

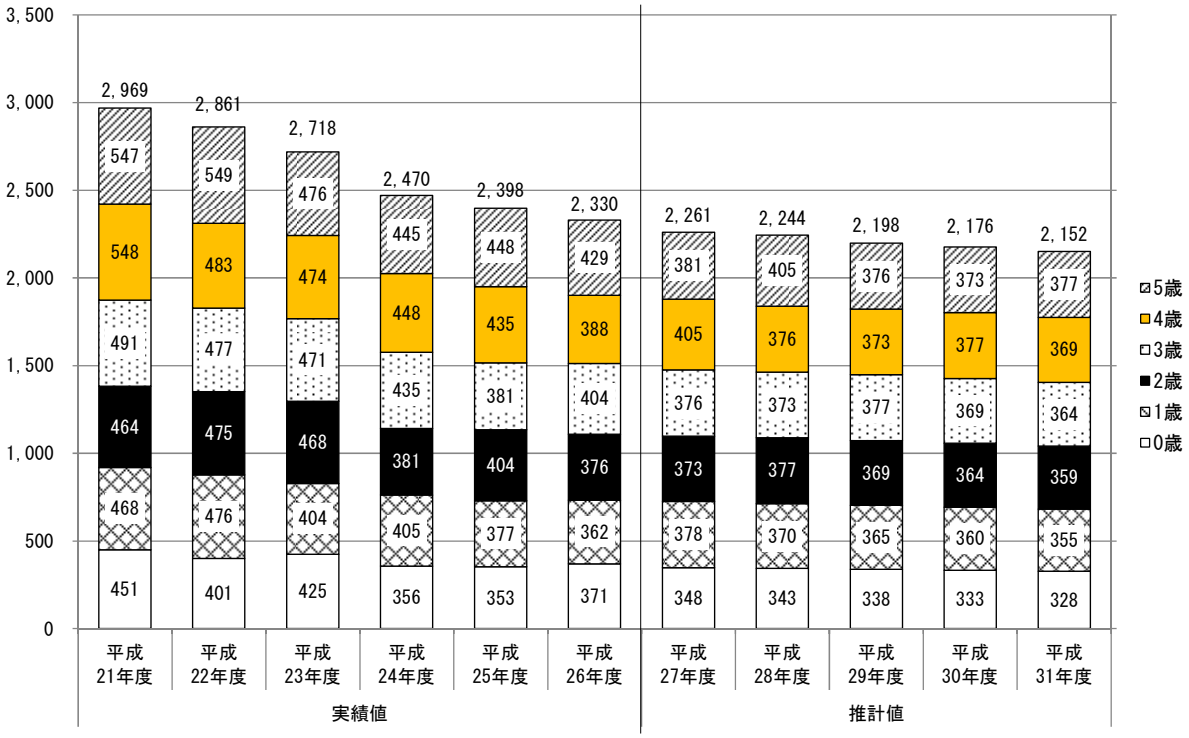

2　小学生（6～11 歳）の人口

平成２６年度の小学生の人口は 2,955 人となっていますが，計画最終年度の平成 31 年度には 2,303 人になると想定されます。

今後も，これまでと同様減少傾向が続くとみられます。平成 21 年度～26 年度までの平均の減少率が 5.3%でしたが，平成 26 年度～31 年度では 4.4%となり，若干減少傾向が緩和されるものの，就学前児童と比較すると，減少率は大きいと想定されます。

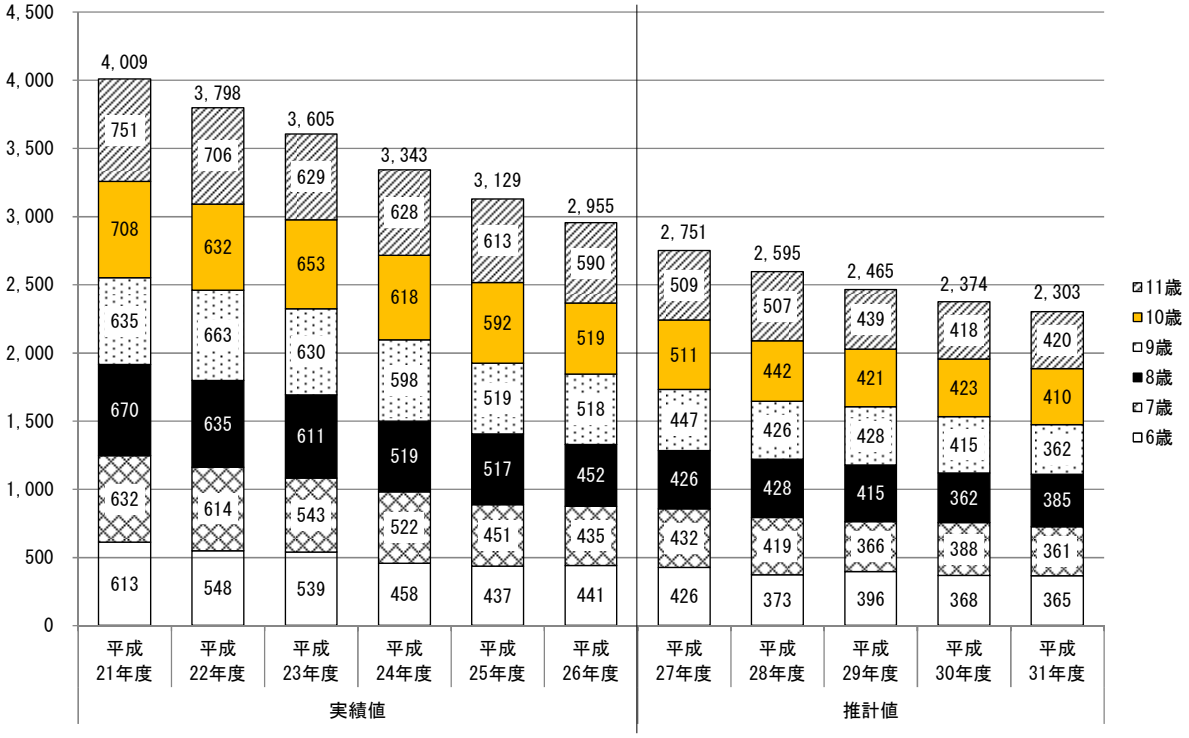

第２節　教育・保育提供区域の考え方

「量の見込み」，「確保方策」を設定する単位として，保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定しました。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ，認定区分ごと，事業ごとの区域設定を行いました。

（１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり，地理的条件，人口，交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では，教育・保育提供区域ごとに，教育・保育施設及び地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

（２）気仙沼市における教育・保育提供区域の考え方

本市では，認定区分（１号，２号，３号）ごとの教育・保育提供区域と，地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の提供区域を，地域の一体性及び児童の利便性等の観点から，以下のとおり設定しました。

■　設定する項目　■

区分		区域
教育・保育	１号認定区分　（3-5 歳，教育のみ利用）	全市（１区域）
	２号認定区分　（3-5 歳，保育の必要性あり）	
	３号認定区分　（０歳，1-2 歳の年齢区分ごと，保育の必要性あり）	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	全市（１区域）
	②延長保育事業	
	③放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区（17 区域）
	④子育て短期支援事業	全市（１区域）
	⑤乳児家庭全戸訪問事業	
	⑥養育支援訪問事業	
	⑦地域子育て支援拠点事業	
	⑧一時預かり事業	
	⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	⑩病児保育事業，子育て援助活動支援事業（病児緊急対応強化事業）	
	⑪妊婦健診事業	

第３節　教育・保育施設の充実

１　教育・保育施設の量の見込み及び確保方策

国から提示された基本指針等に沿って，教育・保育提供区域ごとに，ニーズ調査の結果により，現在の教育・保育施設の利用状況に加え，今後の就労希望等を踏まえた利用見込みを把握し，計画期間における「量の見込み」を定めました。

また，設定した「量の見込み」に対応するよう，教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定しました。

計画期間における量の見込み，確保の方策及び実施時期は以下のとおりです。

各認定の利用定員については，各施設の意向を確認しながら，認可定員の範囲内において，実際の利用状況を反映の上，設定しました。

なお，３号認定（１・２歳）について，平成 29 年度まで提供体制に不足が生じますが，「気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画」（認可保育所の認定こども園化等）を着実に実施することなどにより，提供体制の確保を図ります。

（１）１号認定及び２号認定（幼稚園利用希望が強い）

３～５歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

（１号認定）

保育の必要がない家庭の３～５歳で，「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

（２号認定で幼稚園利用希望が強い）

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の３～５歳で，現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	664	659	644	640	635
１号認定	287	285	279	277	275
２号認定 幼児期の学校教育の利用希望が強い	377	374	365	363	360
確保の方策	910	910	910	910	910
特定教育・保育施設	330	330	330	330	330
確認を受けない幼稚園	580	580	580	580	580
過不足	246	251	266	270	275

※　確保方策の記載にあたっては，特定・教育保育施設に該当しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）も含む。

（２）２号認定（保育所・認定こども園）

３～５歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の３～５歳で，幼稚園利用希望が強い人以外（現在，幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	382	380	370	368	365
確保の方策	590	583	583	543	543
特定教育・保育施設	380	393	413	423	423
認可外保育施設 ※	210	190	170	120	120
過不足	208	203	213	175	178

※　市立小規模保育所（へき地保育所）及び低年齢児保育施設助成事業費補助金の対象となっている認可外保育施設

（３）３号認定（０歳）

０歳児の保育所，認定こども園の保育所機能部分，地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の０歳で，認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし，「１歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	45	54	64	73	82
確保の方策	62	62	64	82	82
特定教育・保育施設	56	56	58	76	76
地域型保育事業	3	3	3	3	3
認可外保育施設 ※	3	3	3	3	3
過不足	17	8	0	9	0

※　低年齢児保育施設助成事業費補助金の対象となっている認可外保育施設

（４）３号認定（１・２歳）

１，２歳児の保育所，認定こども園の保育所機能部分，地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の１，２歳で，認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし，「３歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	258	256	252	248	245
確保の内容	230	230	230	251	251
特定教育・保育施設	179	179	179	200	200
地域型保育事業	6	6	44	44	44
認可外保育施設	45	45	7	7	7
過不足	△ 28	△ 26	△ 22	3	6

ニーズ調査での意見

・保育所に入れる人数を増やしてほしい。
・３ヶ月以下で入所できる保育所が少なく，職場復帰できるか不安だった。
・３歳未満児の受け入れ先が少なすぎる。
・認定こども園の整備には賛成。是非進めてほしい。
・保育時間・休日保育などサービスを充実してほしい。
・施設の老朽化が目立つ。駐車場が狭く，送迎に不便。

２　教育・保育の一体的提供の推進

（１）認定こども園の整備促進

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み，少子化が進む中で，子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保するとともに，保護者の就労状況等家庭環境に関わらず等しく就学前の子どもを受け入れ，教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に行う，認定こども園の整備を推進します。

本市では，平成 26 年４月に策定した気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画において，市立認可保育所の認定こども園化及び認定こども園の新設を位置づけています。

また，事業者の意向を尊重しつつ，市内の教育・保育施設に認定こども園に関する各種情報を提供するとともに，定期的な情報交換を行いながら，認定こども園の設置を促進していきます。

（２）幼・保・小連携の体制強化

就学前の教育・保育から小学校への円滑な接続のため，幼稚園・保育所・小学校，そして整備を促進する認定こども園の連携体制を強化します。

子どもたちや職員間の交流，合同事業，情報の共有化等を図り，相互の教育・保育内容について理解を深めるとともに，子どもの発達や学びの連続性を踏まえた適切な指導・支援を推進します。

（３）地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

保護者の就労状況の変化等により，３歳未満児の保育ニーズが高まっており，その受け皿の一つとなる地域型保育事業の重要性が増しています。

地域型保育事業者と教育・保育施設が，就学前の子どもへの継続的な対応を確保するための，連携体制の構築を支援します。

また，地域型保育事業者，教育保育施設，市との交流・情報交換の場を充実させ，本市の子どもの健全育成を担う者として，連携を促進していきます。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の充実

国から提示された基本指針等に沿って，教育・保育提供区域ごとに，ニーズ調査の結果により，現在の各事業の利用状況に加え，今後の利用見込みを把握し，計画期間における「量の見込み」を定めました。

また，設定した「量の見込み」に対応するよう，地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定しました。

計画期間における量の見込み，確保の方策及び実施時期は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業（新規事業）

身近な場所で，教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

平成 27 年度は利用者支援窓口として，市子ども家庭課等で対応し，平成 28 年度に市子ども家庭課，平成 29 年度に唐桑・本吉総合支所保健福祉課に専任職員を配置し，事業を実施する予定です。

（単位：か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	0	1	3	3	3

ニーズ調査での意見

・どのような幼稚園・保育所があるのか，それぞれの特色や力を入れて教育していること，料金等を一度に確認できる場所がほしい。

（２）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて，通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間，保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の０～５歳で，認可保育所等を 18 時 30 分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しました。

【確保の方策】

現行は，津谷保育所１施設において 19 時までの延長保育を実施していますが，地域の特性や就労実態を踏まえ，計画期間内において，新たに３施設程度で 18 時 30 分以降の保育の実施を図ります。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	65	64	63	62	62
確保の方策	25	40	40	62	62
過不足	△ 40	△ 24	△ 23	0	0

ニーズ調査での意見

・共働きで，どちらも夜遅くまで働くケースも珍しくない。できれば 19～20 時まで子どもを預かってほしい。

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し，授業の終了後に過ごす場所（児童クラブ）において，その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

共働き家庭の低学年，高学年で，今後，放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出しました。

【確保の方策】

当面，現行の 11 施設を継続しながら，未設置地区においては，各地域と協議しながら，現在，気仙沼地域で実施している運営委員会方式による運営の可能性を検討します。

（単位：人，か所）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み	人数	298	281	273	266	253
		か所数	17	17	17	17	17
	確保の方策	人数	258	244	250	244	253
		か所数	11	11	12	12	17
高学年	量の見込み	人数	92	85	82	82	79
		か所数	17	17	17	17	17
	確保の方策	人数	79	73	74	74	79
		か所数	11	11	12	12	17
過不足		人数	△ 53	△ 49	△ 31	△ 30	0
		か所数	6	6	5	5	0

ニーズ調査での意見

- 未実施地区でも実施してほしい。
- 少なくとも 18 時 30 分まで実施してほしい。
- 小６まで預けられると助かる。
- 各クラブで利用時間などに差があるのは問題だと思う。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が，仕事その他の理由により不在となり，家庭において一時的に養育が困難となった児童について，児童養護施設等で一時的に預かる事業です。（短期入所生活援助事業）

【見込み量の考え方】

全ての家庭類型の０～５歳で，泊りがけの預かりにおいて，「短期入所生活援助事業」を利用した人，「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出しました。

【確保の方策】

ニーズ量が，現行の体制で対応可能であることから，現行の体制（旭が丘学園への委託）で対応するものとします。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	68	68	66	66	65
確保の方策	68	68	66	66	65
過不足	0	0	0	0	0

ニーズ調査での意見

・過去に緊急の用事でショートステイを利用したことがあり，とても助かった。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い，支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

【見込み量の考え方】

各年度における出生数を対象とするもので，０歳児の推計児童全員を対象に実施するものとします。

【確保の方策】

現行の体制で対応するものとします。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	348人	343人	338人	333人	328人
確保の方策	実施機関：気仙沼市 実施体制：９人（保健師・看護師）				

（６）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し，養育に関する指導・助言等を行うことで，当該家庭において，安定した子どもの養育を支援する事業です。

【見込み量の考え方】

平成 24 年度の事業の実績から発生率（2.8%）を算定し，推計児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

現行の体制で対応するものとします。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	63 人	63 人	62 人	61 人	60 人
確保の方策	実施機関：気仙沼市 実施体制：９人（保健師）				

（７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し，子育てについての相談，情報提供，助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

全ての家庭類型の０～５歳で，現在，「地域子育て支援拠点事業」を利用している人の割合に推計児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

現在，事業を実施している本吉子育て支援センターに加え，気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画により今後整備することとしている，児童センターや認定こども園等において事業の実施を図ります。

（単位：人，か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人数）		2,018	2,002	1,969	1,941	1,914
確保の方策	人数	1,200	1,200	1,600	1,941	1,914
	か所数	1	1	3	4	4
過不足		△ 818	△ 802	△ 369	0	0

ニーズ調査での意見

・支援の内容がわからず，悩みを抱えている人はたくさんいると思う。
・すこやかの子育て相談だけではなく，もっと親子が集まれる場所と回数を増やしてほしい。
・子育てについて，相談・情報提供の場がほしい。
・気軽に子育ての相談，愚痴を話せる場が増えるとありがたい。
・子育て支援の情報がいろいろな方法で情報収集しやすいようにしてほしい。
・同じくらいの年齢の子どもをもつ親が知り合える場を作ってほしい。

（８）一時預かり事業

主として昼間において，幼稚園，保育所，地域子育て支援拠点その他の場所において，一時的に預かり，必要な保護を行う事業です。

①幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

（１号認定による不定期利用）

ア：１号認定に該当する人で，「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

イ：現在「幼稚園」を利用している人で，一時預かりや幼稚園の預かり保育を不定期に利用している人の割合に値に利用したい平均日数を乗じて算出しました。

（２号認定による定期利用）

２号認定に該当する人で，現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に，母親の週あたり平均就労日数×52 週を乗じて算出しました。

【確保の方策】

現行どおり全施設で事業実施を継続するものとします。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	40,103	39,827	38,860	38,619	38,309
確保の方策	40,103	39,827	38,860	38,619	38,309
過不足	0	0	0	0	0

②在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

全ての家庭類型の０～５歳で，今後，不定期事業を「利用したい」と回答した人のうち，年齢ごとに以下の補正を行いました。

ア：３歳以上は，保育所，幼稚園の利用者が多いため，対象者を０～２歳に限定。

イ：０～２ 歳のうち，「家庭的保育（保育ママなど）」「事業所内保育施設」「その他の認可外の保育施設」「ファミリー・サポート・センター」「その他」「いずれも利用していない」の利用者のみで集計。（定期的な保育所，幼稚園の利用者を集計から除外）

【確保の方策】

現状では，子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター）が多く利用されていますが，保育所における一時預かりのニーズも想定されることから，津谷保育所１施設での実施から，計画期間内において，新たに４施設程度の保育所等での事業実施を図ります。

また，子育て援助活動支援事業については，さらに周知を図るとともに，協力会員の確保など，事業の充実に努めます。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については，現行では，旭が丘学園に委託し，事業を実施していますが，今後も同施設での事業実施を継続するものとします。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,713	1,699	1,671	1,647	1,624
確保の方策	1,617	1,617	1,653	1,689	1,689
一時預かり事業（在園児対象型以外）	108	108	144	180	180
子育て援助活動支援事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	9	9	9	9	9
過不足	△ 96	△ 82	△ 18	42	65

ニーズ調査での意見

・ファミサポの場合，子どもが人の家で迷惑を掛けるのではないかと不安があるため，預けやすい場所がほしい。

・子育てに疲れた時に保育所などで一時預かりをしてくれると助かる。

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て中の保護者を会員として，児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡,調整を行う事業です。

なお，制度上は，小学生のみを対象とした事業であり，未就学児童については「（８）一時預かり事業」に含めるものとなっています。しかし，現在の市の事業の実施状況から，本項目において未就学児童，小学生それぞれの見込み量を算出し，併記するものとします。

【見込み量の考え方】

５歳児のうち，就学後，放課後，「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出しました。

【確保の方策】

子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター）については，すでに実施し，多く利用されていますが，さらに周知を図るとともに，協力会員の確保など，事業の充実に努めます。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み					
小学生	219	207	197	190	185
確保の方策					
未就学児童	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
小学生	219	207	197	190	185
過不足	0	0	0	0	0

ニーズ調査での意見

- 利用したいが，近くに協力会員がいない。
- 急な依頼，継続的な依頼を受け入れる体制が整っていない。
- 利用したことがあるが，とても助かったし，安心できたので，これからも利用したい。

（10）病児保育事業，子育て援助活動支援事業（病児緊急対応強化事業）

病児について，病院・保育所等に付設された専用スペース等において，看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

共働き世帯の０～５歳児で，子どもが病気やケガにより，「母親又は父親が休んだ人」のうち，「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人，及び，「病児・病後児保育施設等」，「ファミリー・サポート・センター」を利用した人，「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出しました。

【確保の方策】

現在，市では実施していない事業です。事業の実施にあたっては，医療機関等との協力・連携が必要であり，先進事例を調査・研究しながら，計画期間内に事業の開始を目指します。

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	906	899	881	872	862
確保の方策	0	0	0	0	862
病児保育事業	0	0	0	0	862
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
過不足	△ 906	△ 899	△ 881	△ 872	0

ニーズ調査での意見

・子どもが病気がひどい時に看病するのは親の責任。ただ，病後に，親が仕事が休めない時に預けられるところがあれば安心。

・子どもが病気になり，急に仕事を休んで同僚に迷惑を掛けたことが度々あり，病児保育があると助かる。

（11）妊婦健診事業

妊娠中の異常を早期に発見し，保健指導及び治療につなげることで，母子ともに安心して妊娠期を過ごせるように，妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

前年度の出生数と当該年度の出生数の平均により，見込み量を設定しました。

【確保の方策】

現行の体制で対応するものとします。

（単位：人，回）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人数	352	346	341	336	331
	検診回数	14	14	14	14	14
確保の方策	実施場所	県内外の産婦人科病院等	県内外の産婦人科病院等	県内外の産婦人科病院等	県内外の産婦人科病院等	県内外の産婦人科病院等
	検査項目	県の基準に準ずる	県の基準に準ずる	県の基準に準ずる	県の基準に準ずる	県の基準に準ずる
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

第４章　子ども・子育て支援関連事業

今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」と関連する計画として，次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」があります。

本章は，平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「気仙沼市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的事項を踏まえ，子ども・子育て支援事業計画との関連事業を記載しています。

本計画期間内において，これまで進めてきた「次世代育成支援行動計画」は今後も継続するものとします。

第１節　地域における子育ての支援

１　子育てを支援するサービスの充実

事業名	内　　容
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ） *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業との役割分担を図りながら，宿泊を伴う一時預かりや夜間保育の支援サービスを提供します。
ファミリー・サポート・センター事業 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	市民が相互に行う育児援助活動を推進します。
一時預かり事業 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	家庭において一時的に保育が困難となった児童の一時預かり事業実施施設の拡充を図ります。
放課後児童健全育成事業 （学童保育事業） *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を推進します。 また，国が策定した「放課後子ども総合プラン（※）」を踏まえ，放課後児童対策に取り組んでいきます。 （※）共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに，次代を担う人材を育成するため，全ての児童の放課後等の安全・安心な居場所の確保を目的とし，平成 26 年７月に厚生労働省と文部科学省が共同で策定したプラン）
地域子育て支援拠点事業 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	認定こども園等の整備推進と併せ，地域の子育て支援の総合的な窓口として，育児・健康相談，各種サークル活動や子ども同士・親同士の交流の場づくり等を支援します。
育児サークル活動の支援	児童館及び子育て支援センターの整備推進と併せ，育児サークル活動等を育成・支援します。
育児・子育てボランティアの育成	児童館・保育所・学校・地域における活動を支援できるボランティアの育成を推進します。

２　保育サービスの充実

事業名	内　　容
認可保育所等の整備推進 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	地域の特性や就労実態等を踏まえ，広域的な枠組みの中で，ニーズの多様化に即した要保育児童の保育環境整備を推進します。 ①保育時間延長の取り組み 保護者のニーズを把握しながら，全施設での保育時間の延長に順次取り組みます。 ②就学前の教育・保育ニーズへの一体的対応 保護者の就労状況等家庭環境に関わらず等しく就学前児童を受け入れ，教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に行う，認定こども園の整備を推進します。
小規模保育所の整備推進	児童数の推移及び地域の特性等を考慮しながら，就学前の３～５歳児の集団的な活動が適切に維持・確保できる（原則：概ね児童数 10 人以上）保育環境の整備を推進します。
育児・子育て相談の充実	育児の不安や負担感の軽減を図り，安心し，楽しみながら子育てする環境づくりを推進します。

３　公立幼稚園における子育て支援策の充実

事業名	内　　容
幼稚園の整備推進 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	既存施設の老朽度等を踏まえながら，地域の特性や低年齢児教育に配意した環境整備を検討し，就学前児童の健全育成と子育てを支援します。
幼稚園における保育機能の充実 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	既存の預かり保育や一時預かり保育を継続するとともに，保育所・民間施設と連携しながら時間延長等の地域ニーズに対応する取り組みを推進します。
育児･子育て相談の充実	育児の不安や負担感の軽減を図り，安心し，楽しみながら子育てする環境づくりを推進します。

４　地域子育て支援ネットワークづくり

事業名	内　　容
関係機関ネットワークの充実・強化	子育てを支援する情報の提供や適切なサービスの利用促進に努めます。
地域子育て支援ネットワークづくりの推進	地域の子育て支援機能を高め，子育てを応援し，気軽に参加し，利用できるネットワークづくりを推進します。

５　児童の健全育成事業の推進

事業名	内　　容
児童厚生施設の整備推進 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	①児童厚生施設の整備 児童の健全育成を図るため，既存施設の活用を検討しながら，児童厚生施設の整備を推進します。 ②育児・子育て相談等の充実 子育て相談の実施や子ども自身が悩みを相談できる場を提供し，育児・子育てに対する負担感や不安の軽減と，児童の健全な成長を促します。
子育てボランティアの育成	身近なボランティア活動を促し，活動の輪の拡大と地域リーダーの養成を推進します。
児童館・子育て支援センター・公民館等を拠点とした地域の子育て支援 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	①児童の居場所づくり・遊びの指導 子どもが安心して遊び，集える場所を提供し，遊びや体験を通して豊かな感性と社会性を身につけられるよう支援します。 ②異年齢児交流事業など子ども会活動の活発化 子どもの幅広い交流とふれあいを助長し，仲間意識や支え合う心の発達を促します。 ③自主サークル活動支援 児童館・子育て支援センター・公民館等を拠点とする自主サークルの活動を促し，地域で支える子育て支援の意義を高めます。 ④児童館と公民館の連携 児童館事業と公民館事業の連携を図り，地域コミュニティにおける子育て支援の位置づけと地域の一体感を醸成します。

事業名	内　　容
世代間交流の推進	①保育所・児童館・公民館・学校での取り組み 　保育施設や学校等における世代間の交流を促進し，子どもが地域社会の中で人間性を培い，社会性や地域文化の理解を高める取り組みを推進します。 ②地域活動への支援 　地域における世代間交流を促し，子どもたちの健やかな成長を共に支え，喜びあえる環境づくりを支援します。

６　学校施設や空き店舗等を活用した子育て支援

事業名	内　　容
児童館サテライト活動事業	児童館や子育て支援センターの整備を推進するとともに，遠隔地や未整備地域でのサテライト型の児童館活動を実施し，地域の子育て支援を推進します。
地域ボランティア等による事業	地域における子どもの居場所づくりや親子の交流スペースの創設など，地域に密着し，身近で安心して利用できる環境づくりを働きかけます。

第２節　母性並びに子どもの健康増進

１　子どもや母親の健康の増進

事業名	内　　容
乳幼児健康診査の充実 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	子育て支援の視点を取り入れた健康診査事業を継続します。
妊産婦への保健指導の充実 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	子どもと母親が，心身ともに健やかに成長できるよう，妊婦検診及び妊産婦に対する保健指導の充実に努めます。
歯科保健の充実	妊娠期から，歯や口の健康に対する意識を高め，生涯にわたって健康な歯を保持できるよう支援します。

事業名	内　　容
育児不安を軽減する相談事業の推進 *＜子ども・子育て支援事業計画該当＞*	「一人で悩まない子育て」を支援するため，相談窓口の充実や関係機関との連携による地域の養育力を高める取り組みを推進します。
家庭での事故防止の啓発	家庭での事故を予防し，子どもが心身ともに健やかに成長できるよう働きかけます。

２　食育の推進

事業名	内　　容
食に関する学習機会の充実(地域・保育施設・学校等)	「食」に対する意識を高め，生涯にわたって健康で楽しい食生活を送ることができる環境づくりに努めます。

３　思春期保健対策の充実

事業名	内　　容
「いのち・自分を大切にすること」についての教育の推進	「命」に対する意識を高め，共に理解し，支え合い，育み合える心づくりを推進します。
性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及	性に関する正しい知識普及を推進します。
薬物乱用の健康影響に関する知識の普及と啓発	薬物に対する正しい知識普及を推進します。
青少年の喫煙や飲酒による健康影響に関する知識の普及と啓発	喫煙や飲酒が健康に与える影響等の正しい知識普及を推進します。
思春期の心の相談・心の健康づくり	思春期の心を適切に支援し，豊かな人間性の創造と健全な発達を助長します。
学校など関係機関との連携による相談事業	学校や児童相談所など，関係機関との連携によりタイムリーな相談と適切な指導を行います。

４　小児医療等の充実

事業名	内　　容
小児医療体制の充実	多様化する小児医療ニーズに対応する体制整備を推進し，安心して出産や育児ができる医療環境づくりに努めます。
小児医療費の負担軽減	適正な医療受診の取り組みを推進するとともに，子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。

第３節　子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

１　次世代の親の育成

事業名	内　　容
子どもとふれあう機会拡充	保育所・幼稚園，小・中学校，高校等における世代間・異年齢交流や介護施設等への訪問交流等子どもとふれあう機会の拡充に努め，関係機関の連携による情報提供の推進を図りながら，次世代育成の意義と理解を地域社会全体で高めます。
家庭を築くことの教育・啓発	ジュニア・リーダーやサークル，クラブの育成・支援・情報提供等を通じて，家庭を築くことの意義や地域における役割等の理解を高め，学校，地域，家庭，関係機関等と連携しながら次世代を社会全体で支える環境づくりを推進します。
子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発	母子保健事業や生涯学習事業との連携による家庭生活・子育てに関する広報・啓発や，関係機関との連携による児童虐待やDV防止に対する理解推進と男女共同参画意識の高揚を図り，親となる意義や子どもの健やかな成長の理解を高め，社会的責任と自覚を促します。

２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	内　　容
確かな学力の向上	少人数指導等による個に応じたきめ細やかな指導を図るとともに外部人材を積極的に活用し，基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善により，自ら学び考える力の育成を推進する学習環境の整備・充実に努めます。
豊かな心と健康な体の育成	福祉・教育・環境・道徳・ふるさと教育を推進し，体験活動やスポーツ活動等における地域指導者により豊かな心と健康な体の育成を図ります。
信頼される学校づくり	学習環境の整備と教職員の指導力の充実に努め，学校評議員制度の活用や外部評価の導入，地域との交流の推進など地域と連携した特色ある学校づくりを推進します。
幼児教育の充実	預かり保育や子育て支援など多様なニーズに対応し，保護者の就労環境や地域の特性を踏まえた幼児教育の充実を推進するとともに，幼児がスムーズに小学校生活に移行できる環境づくりに努めます。
心のケア・相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーなどの専門家の派遣やスクールカウンセラーの配置により，相談体制を充実させるとともにネットワーク化や教職員との連携の強化により，不登校傾向の子ども等への早期対応や震災に起因して精神的に不安定な状態にある子どもへの心のケアに努めます。

３　家庭や地域の教育力の向上

事業名	内　　容
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育を支援するため，学習機会の提供や情報提供を行い，家庭教育力の向上を図ります。
家庭・地域・関係機関の連携による家庭教育支援事業	児童館・公民館事業や地域の支援活動の連携を図り，家庭における子育て機能を高め，子どもが地域の中で健やかに成長できる環境づくりを推進します。
地域の自然環境等を活用した体験学習	地域の自然環境を理解し，身近な体験交流による仲間づくりや地域の連帯感を醸成します。
地域文化の理解と地域交流機会の充実	学校や地域と連携しながら，地域の文化を理解し身近なところから接する機会を拡大するとともに，仲間づくりや伝承活動等による交流を支援し連帯感を醸成します。

４　子どもを取り巻く環境対策の推進

事業名	内　　容
健全な成長を促す環境づくり	家庭・地域・関係機関が相互に情報の共有化を図り，地域で子どもたちを見守り，育てる環境づくりを推進します。
子どものコミュニティづくりと地域力の強化	次世代につながる子どものコミュニティづくりを地域で支える仕組みづくりを推進します。

第４節　子育てをサポートする生活環境の整備（道路・公営住宅）

事業名	内　　容
道路環境の整備推進	外出時など子育てに優しい道路環境の整備を推進します。
子育てを支援する住宅環境の整備	公営住宅の適切な提供を行い，生活基盤の支援と子どもの健やかな成長を促します。
公共施設における子育てバリアフリー化推進	幼児や障害のある子どもに配慮した施設環境の整備に努め，子育てのバリアフリー化を推進します。

第５節　仕事と家庭生活の両立支援

事業名	内　　容
育児・介護休業法など関係法制度の普及啓発	関係法制度等の広報啓発を推進し，企業・地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに努めます。
女性の雇用・再雇用の促進	男女共同参画の理念や男女雇用機会均等法の精神を啓発し，雇用の拡大を推進します。
企業等に対する働きかけ	企業や事業者に対し，子育て支援の取り組みを働きかけ，仕事と家庭の両立を支援する環境づくりに努めます。
男性の家庭・地域生活への積極的参画	男女共同参画を推進し，共に支え合いながら子育てを行う社会環境づくりに努めます。

第６節　子どもの安全対策

事業名	内　　容
交通安全対策	交通安全意識の高揚を図り，交通事故のない，安全で快適な交通社会実現のため，交通安全運動を推進します。
地域防犯意識の醸成	警察や防犯協会等との緊密な連携により，犯罪のない，安全で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。
その他の安全対策	子どもの特性や視点を踏まえた公的施設等の管理と環境整備を推進します。
立ち直り支援体制の整備	子どもの精神的負担やプライバシーに配意したきめ細やかな支援を行います。

第７節　要保護児童等への対応

１　児童虐待・ＤＶ被害防止対策

事業名	内　　容
虐待・ＤＶ被害防止ネットワークの充実	児童虐待やＤＶ被害の早期発見と速やかに対応できる体制づくりを推進します。
虐待･ＤＶ被害防止のための啓発・情報発信	児童虐待やＤＶ被害防止の理解を高め，地域と一体となって防止対策を推進します。
虐待・ＤＶ被害者へのアフターケア	柔軟に個々のケースへ対応し，被害者や家族に対し適切な支援を行います。

２　ひとり親家庭への支援

事業名	内　　容
相談体制の整備	ひとり親家庭を支援し，自立を促すための相談窓口の機能充実を推進します。
自立支援制度の広報啓発	支援サービスや関係制度の啓発に努め，タイムリーな情報提供に努めます。
支援プログラムの充実の取り組み	関係機関・団体との連携により，ひとり親家庭をサポートする取り組みを推進します。

３　障害のある児童への支援

事業名	内　　容
保育所・幼稚園での取り組み	医師や専門機関等との連携を強化し，障害の状態に応じた適切な保育に努めます。
学校での取り組み	医師や専門機関等との連携を強化し，障害の状態に応じた適切な教育に努めます。
児童居宅支援	①障害や発達の遅れがある子どもへの支援 障害や発達の遅れのある子どもが，早期段階から障害や発達状況に応じた支援を受けられるよう，相談支援体制の充実及び，療育の充実に努めます。 ②障害や発達の遅れがある子どもをもつ家族への支援 家族の悩みや負担の軽減を図り，安心して子育てできるよう関係機関と連携し，相談支援体制の充実に努めるとともに，親の会等への支援・障害福祉サービス等の利用促進を図ります。
関係制度の広報・啓発	市広報，インターネットやパンフレット等を活用し，障害者福祉関係制度等の広報・啓発に努め，障害や障害のある人に対する理解や障害福祉サービス等の周知を図ります。
地域や関係機関との連携による自立支援	地域や関係機関等との緊密な連携により，総合的な支援体制の確立を目指します。

第５章　計画の推進

第１節　点検・評価

少子化や子どもを取り巻く社会環境，経済状況等の変化，東日本大震災の影響などに速やかにかつ適切に対応し，より効果的に本市の子育て支援を推進するため，上位計画である「気仙沼市総合計画」や「気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画」等の関連計画との整合性を図りながら，毎年度，事業ごとの点検・評価を実施します。

第２節　情報の提供

本市の子育て施策をより効果的に推進するために，サービスの受け手である市民にとって分りやすく，できるだけ容易な手段で情報を取得することができるように努めます。

また，「気仙沼市子ども・子育て支援事業計画」がどのように進捗しているかを明確にするため，年度ごとの事業実績を，市ホームページ上で公表いたします。

第３節　協働の推進
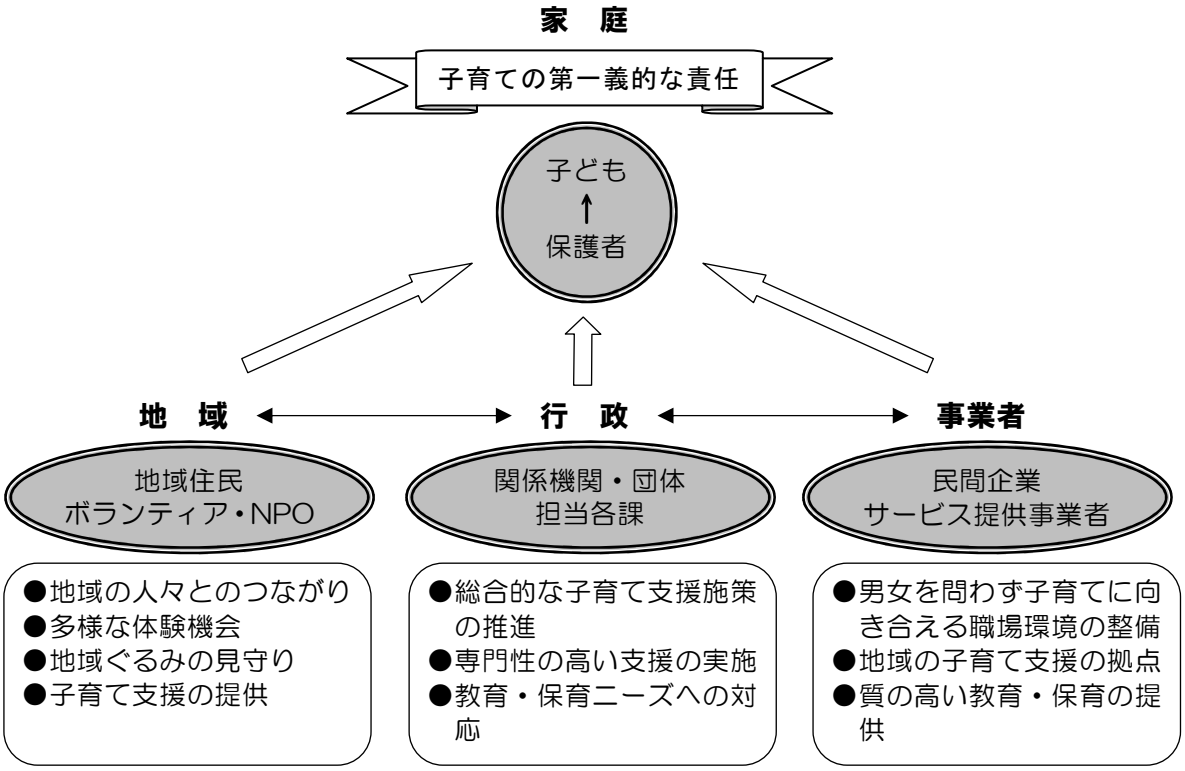
子育ては，家族・地域，企業，関係機関・団体，市が一体となって，地域社会全体で取り組むことが大切です。家族，地域住民，町内会・自治会，民生・児童委員，ボランティア，子育て支援サークル，ＮＰＯ法人，企業，保育所・幼稚園・学校，医療機関，児童相談所，警察，職業安定所，市など，それぞれがもつ役割や機能を生かし，協働により計画を推進します。